富里市立図書館公式ツイッターの運用に関する要綱を次のように定める。

令和2年9月29日

令和5年4月 1日改正

富里市教育委員会教育長

教育委員会告示第4号

富里市立図書館公式ツイッターの運用に関する要綱 (趣旨)

第1条 この要綱は、富里市教育委員会がインターネットを介して市民等への情報提供、取得及び双方向でのコミュニケーションを図る媒体として、 Twitter(以下「ツイッター」という。)を運用するために、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - コンテンツ ツイッター上で情報提供する内容を構成するテキスト文書、図画等の総称をいう。
 - ② 公式ツイッター 富里市立図書館がインターネット上に設置し、コンテンツを投稿した富里市立図書館公式ツイッターページをいう。
 - ③ アカウント 公式ツイッターを設置し、運用するために取得した権利及 びユーザー名をいう。

(運用管理者及び運用担当者)

- 第3条 公式ツイッターの適正かつ円滑な運用を図るため、富里市立図書館長を公式ツイッター運用管理者(以下「運用管理者」という。)とし、公式ツイッターの運用に関する管理を行うものとする。
- 2 運用管理者の所掌事務は、図書館が所管する事務事業に関する次に掲げる 事項とする。
 - [] コンテンツの作成、修正及び削除に関わる調整に関すること。
 - ② コンテンツ発信における調整に関すること。
- 3 図書館に所属する職員を公式ツイッター運用担当者(以下「運用担当者」 という。)とし、運用管理者の許可を受け、アカウントの管理及びコンテン ツの投稿を行うものとする。
- 4 運用担当者の所掌事務は、図書館が所管する事務事業に関する次に掲げる 事項とする。

- □ 運用管理者の指示によるコンテンツの作成、修正及び削除に関すること。
- 情報の収集及び提案に関すること。

(アカウント)

- 第4条 公式ツイッターで運用するアカウント名は、富里市立図書館とする。 (設定)
- 第5条 運用管理者は、なりすましによる誤情報の流出を防ぐため、公式ツイッター及び市公式ホームページにリンクを明示し、相互性を持たせるものとする。

(運用管理者の責務)

- 第6条 運用管理者は、公式ツイッターを適正に運用するため、次の各号のいずれかに該当する情報を掲載してはならない。
 - (1) 法令等に反する情報
 - ② 事実に反する情報や利用者に誤解を与えるおそれのある情報
 - ③ 公序良俗に反する情報
 - 場 特定の個人、法人等の第三者を誹謗中傷し、名誉を毀損する内容の情報
 - ⑤ 特定の政党、政治団体、宗教団体、思想又は宗教に対する支持若しくは 不支持を表明する内容の情報
 - (f) 前各号に掲げるもののほか、公式ツイッターの運営に支障が生じるおそれのある情報

(個人情報の制限)

- 第7条 作成するコンテンツにおいて、個人情報に関わる内容については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)の趣旨に基づき、次に定めるところにより行うものとする。
 - (i) 市民等の個人名が画像、映像又は音声に含まれる場合は、必要最小限に とどめること。
 - ② 市民等の個人を識別できる情報が画像、映像又は音声に含まれる場合は、 当該本人の不利益にならないことが明らかな場合を除き削除すること。
 - ③ 個人の電話番号及び電子メールアドレスは、原則として画像、映像又は 音声に含まれないこと。
- 2 前項の規定にかかわらず、個人を特定できる画像等を掲載する場合において、当該本人から承諾を得ているときはこの限りでない。

(著作権等の取扱い)

- 第8条 運用管理者は、公式ツイッターを適正に運用するため、次に掲げる事項を遵守し、必要な措置を講じなければならない。
 - [1] 作成するコンテンツにおいて、著作権の市への帰属を確認し、争議に発

展するおそれのある部分については、これを除外すること。

- ② 他者が著作権を有する著作物を利用する場合は、公式ツイッターでの利用についての使用許諾を得るとともに、第三者による複製、引用等に関しての注釈をコンテンツ上に表示すること。
- 人物の映像等を使用する場合は、肖像権を侵害しないこと。

(運用ガイドライン)

第9条 公式ツイッターの運用に関する基準については、運用ガイドラインにより定める。

(運用の中止等)

第10条 運用管理者は、公式ツイッターの運用において何らかの理由により不 都合が発生した場合は、予告なしに運用を中止し、内容の変更や削除等を行 うことができる。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附則

この告示は、公示の日から施行する。

附則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。